

特定非営利活動法人 民族フォーラム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 民族フォーラムという。
英文名 MINZOKU FORUMという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市東領家一丁目9番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際社会が進展する中であって国家や地域の枠にとらわれることなく異なる文化を持つ人々と相互に敬う多文化共生の社会形成につながる一連の活動を通じて国際協力の発展に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の健全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全に育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号(1)から(9)に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 国内外の社会的弱者支援の活動
- (2) プロジェクトによる自立支援の活動
- (3) プロジェクトの事前調査研究
- (4) 食文化に関する調査研究

- (5) 多文化講座の開設推進
- (6) 外国籍を持つ人たちに対する支援活動
- (7) 多文化に関する青少年相互交流の推進
- (8) 活動に関する情報発信

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下法という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 正会員としての入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書に所定事項を記入し、理事長宛に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出したとき
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣言を受け又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号に至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により会員を除名することができる。この場合、該当性会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(顧問)

第15条 この法人に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験者又は特定な国に精通している者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その業務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分3以上の議決のより、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため、職務の執行に対えられないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会においては、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬等に関する事項
- (7) 会費等に関する事項
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会ごとに、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 正会員の表決権、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項第2号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 総会における議決事項は、第35条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議決事項は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権利等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した場合において 前2条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費等

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に掲げる原則にしたって行なうものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行なうこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って行なうものとする。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

(事業計画および収支予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加および更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正することができる。

(事後報告および収支決算)

第49条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等に関する書類は、理事長が作成し、監事の監査を受け、その事業年度終了後2ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

第9章 解散および合併

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残余する財産は理事総数の3分の2以上の同意によって特定非営利活動法人のうちから選定されたものに帰属する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次にかかげる者とする。

理事長 山本 孟人

副理事長 石井 勲

理事 浅田 東和 大島 和香 佐藤 さつき 中林 正年

西浦 和男 蓮尾 尚志 毛伊 正道 山下 昇

監事 矢部 謙二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の議決による。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日とする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 団体 年会費 1口 3,000円で1口以上
個人 年会費 1口 1,000円で1口以上

(2) 賛助会員 団体 年会費 1口 5,000円で1口以上
個人 年会費 1口 2,000円で1口以上

「変更記録」

平成18年12月9日 臨時総会に付議し、承認により次の事項を変更。

平成18年12月9日変更 平成18年12月25日 登記

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 点字図書館運営支援計画
- (2) 社会的弱者支援の活動
- (3) 食文化に関する調査研究
- (4) 多文化講座の開設推進
- (5) 民族文化等に関する調査研究
- (6) 外国籍を持つ人たちに対する支援活動
- (7) 多文化に関する青少年相互交流の推進
- (8) 国際情報誌の発行

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 国内外の社会的弱者支援の活動
- (2) プロジェクトによる自立支援の活動
- (3) プロジェクトの事前調査研究
- (4) 食文化に関する調査研究
- (5) 多文化講座の開設推進
- (6) 外国籍を持つ人たちに対する支援活動
- (7) 多文化に関する青少年相互交流の推進
- (8) 活動に関する情報発信

平成20年5月31日 総会に付議し、承認により次の事項を変更

平成20年5月31日 移転 平成20年7月8日 登記

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市末広三丁目18番10号に置く。

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市東領家一丁目9番12号に置く。

当法人の定款に相違ありません。

法人名 特定非営利活動法人 民族フォーラム
山本 孟 人